

令和3年12月27日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

初回接種完了8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

令和3年11月30日付(健Ⅱ422F)「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」にて、初回接種(1・2回目接種)の完了から原則8か月以上の間隔をおくこととされていた3回目接種について、医療機関等でのクラスター発生時には例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えない旨示されたところです。

本事務連絡は、新たな変異株の発生等を踏まえ、前述の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、改めて整理したことを連絡するものです。概要は下記の通りです。

なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追って示される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. (1) 対象者

- ・医療従事者等
- ・高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(自治体向け)(第6版)」P.17-22表1・2・3参照(健Ⅱ457F)

(2) 実施手順

- ・医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難な場合には、令和3年11月30日付(健Ⅱ421F)「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」に従うこと。

2. その他の高齢者に対する追加接種については、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施ができること。